

京都市京北農林事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第130号

京都市京北農林事務所規則の一部を改正する規則

京都市京北農林事務所規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市京北農林業振興センター規則

第1条第1項中「指導」を「普及」に、「京都市京北農林事務所（以下「事務所」）を「京都市京北農林業振興センター（以下「センター）」に改め、同条第2項及び第3項中「事務所」を「センター」に改める。

第2条第1項中「事務所」を「センター」に、「林政係長」を「林政係長
担い手支援係長」に改め、同条第2項中「事務所」を「センター」に改め、「担当課長補佐又は担当係長」を削る。

第3条第1項中「事務所」を「センター」に改め、同条第3項中「担当課長補佐、及び「及び担当係長」を削る。

第4条中「担当課長補佐、」を「又は」に改め、「又は担当係長」を削る。

第5条各号列記以外の部分及び第1号中「事務所」を「センター」に改め、同条第2号中「指導」を「普及」に改める。

第6条中「担当課長補佐」及び「及び担当係長」を削る。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)